

令和 3 年度補正

取引適正化等推進事業（消費税に関する取引実態等調査事業）

インボイス制度導入に係る取引実態調査

最終報告書

2023 年 2 月 28 日

## <報告書の構成>

1. 各設問（全体）の時系列推移
2. 各設問（業種7分類別）の時系列推移
3. 参考資料

## <調査概要>

■調査手法 : 書面郵送調査

■調査時期 : 令和4年9月、令和5年1月 の計2回

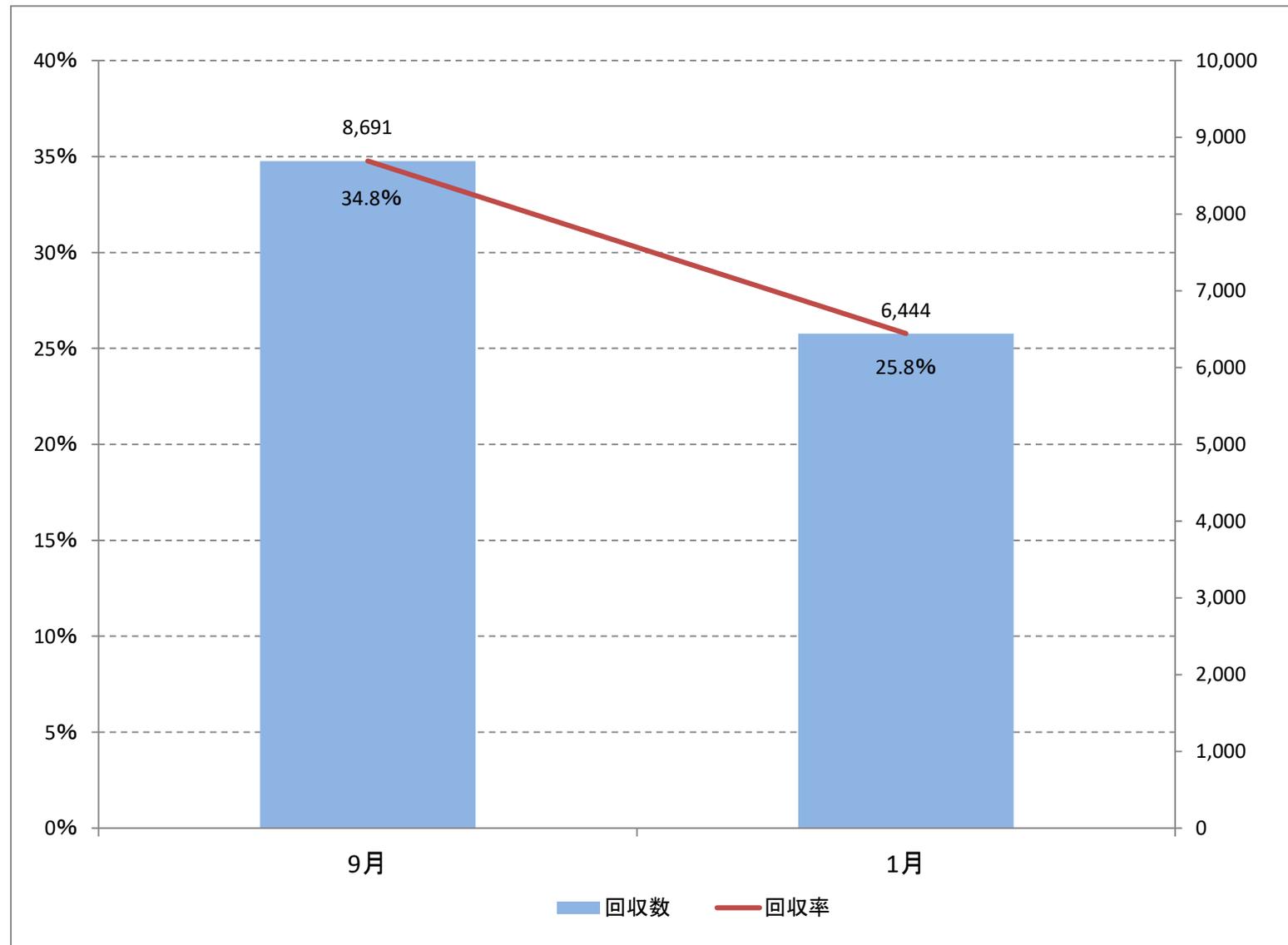
■対象事業者数 : 各回25,000者

- 株式会社東京商工リサーチに登録されている事業者を対象に実施
- 2019年1~12月期売上が1千万円以下の企業を無作為抽出
- 上記の条件に基づき、9月調査と1月調査ではそれぞれ異なる企業を抽出

■備考

- 各集計ごとに、無回答は除外して集計
- 設問1で「はい」を回答した企業の内、業種を問う設問が無回答の場合、調査IDを元に、株式会社東京商工リサーチに登録されている業種分類を代入

# 回収状況の推移



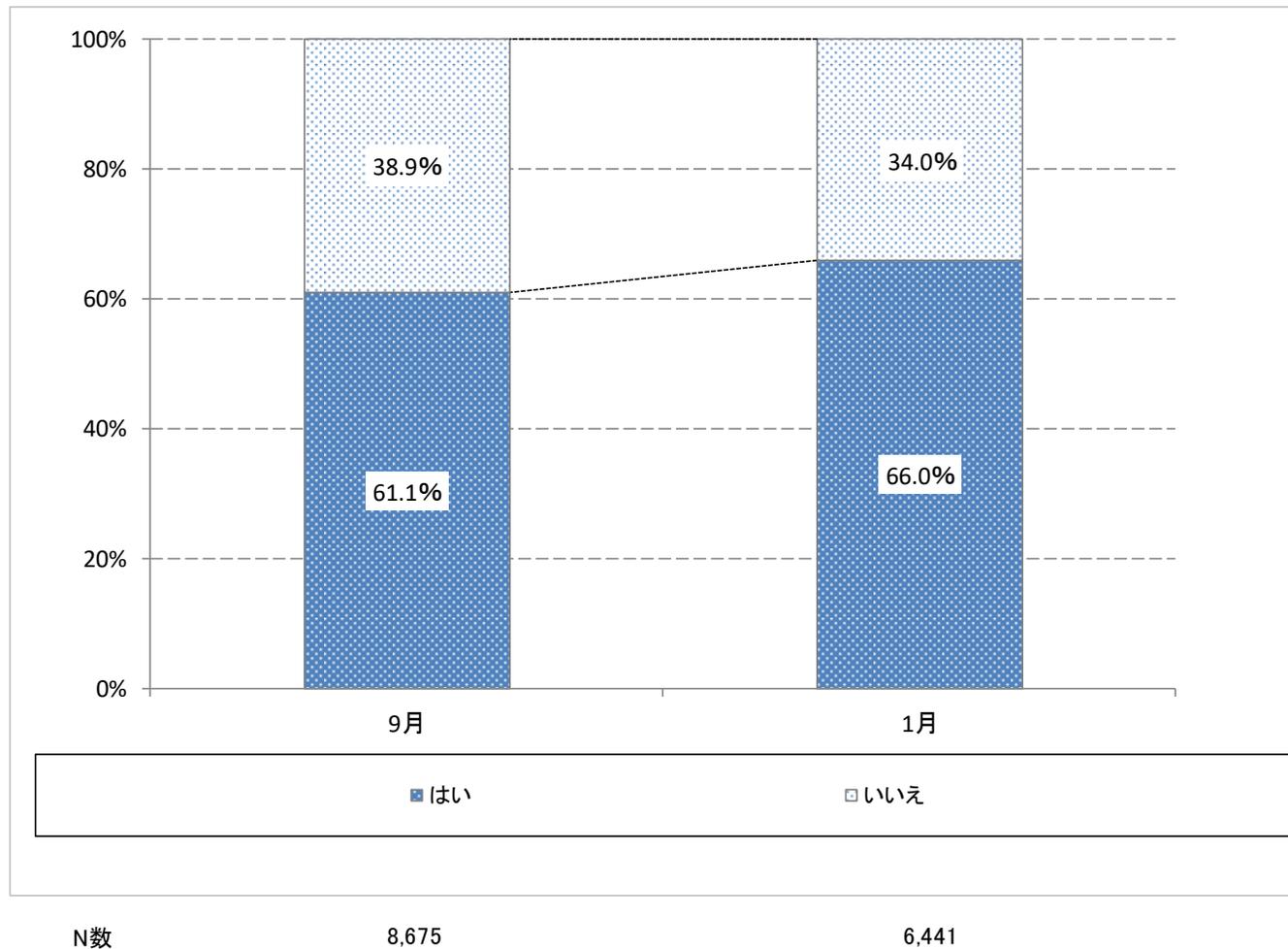
# 1. 各設問（全体）の時系列推移

## 1. 各設問(全体)の時系列推移：免税事業者の状況

9月調査、1月調査ともに回答企業の6割以上が「免税事業者」と回答した。

問 1. あなたは免税事業者※ですか。【〇は1つ】

※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。

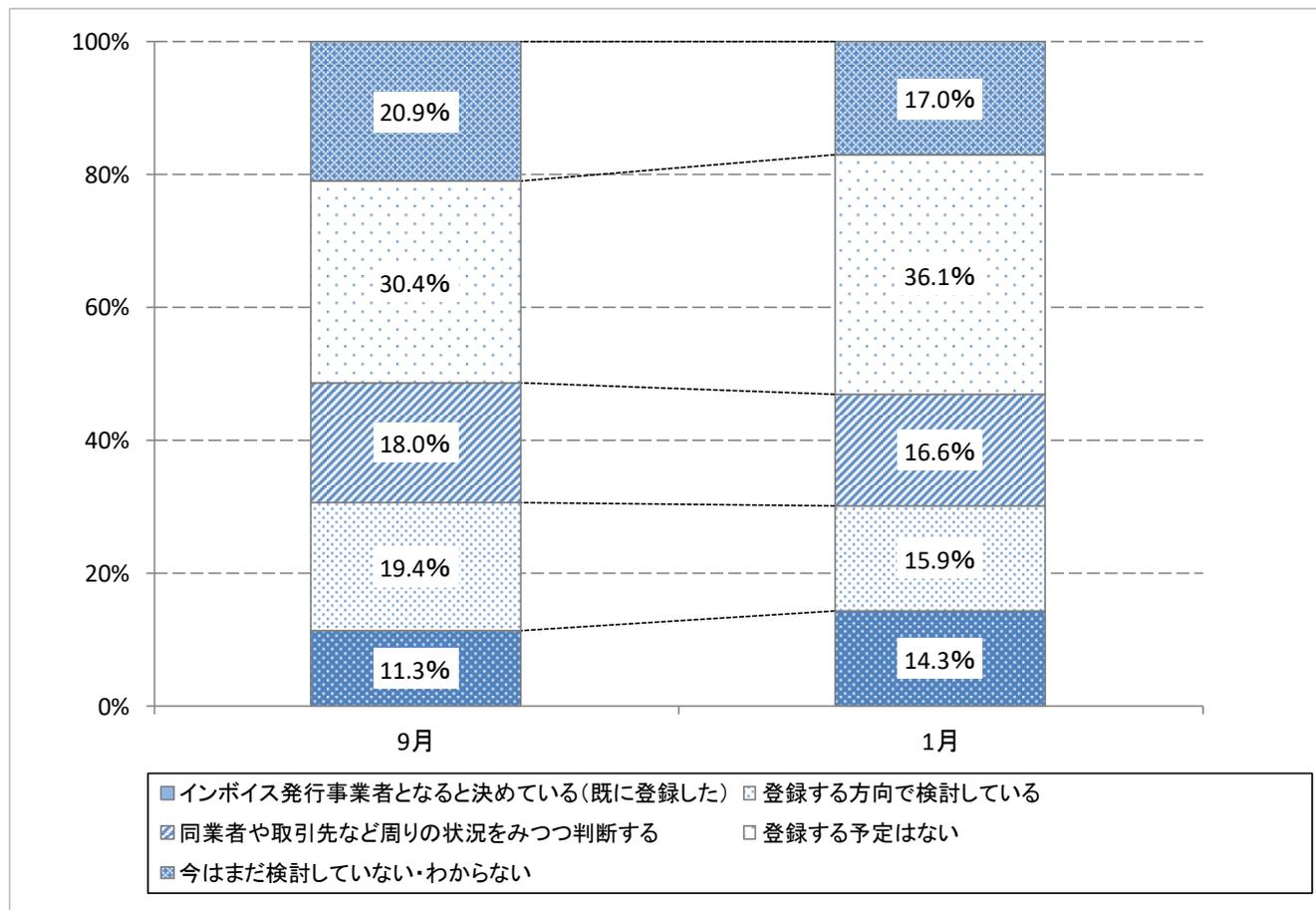


## 1. 各設問(全体)の時系列推移：インボイス発行事業者(課税事業者)としての登録予定

9月調査に比べ、1月調査は「インボイス発行事業者となると決めている（既に登録した）」企業が3.0ポイント増加したものの、「登録する予定はない」は5.7ポイント増加しており、各企業の対応方針がやや明確となった。

問 2. 問 1 で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者(課税事業者)として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

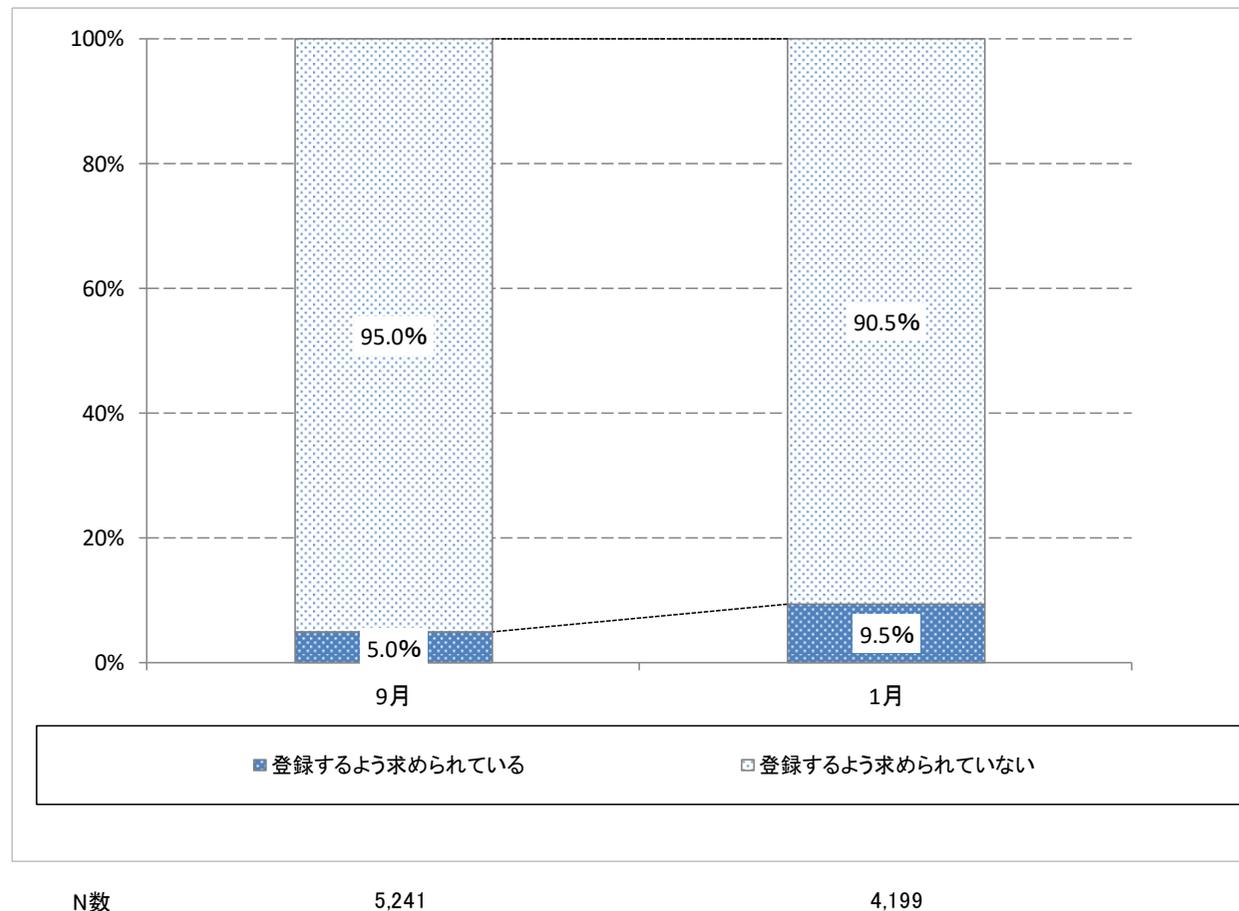


## 1. 各設問(全体)の時系列推移：発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められているか

9月調査に比べ、1月調査は「登録するよう求められている」企業が4.5ポイント増加したものの、引き続き9割以上が「登録するよう求められていない」と回答した。

問3. 問1で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】

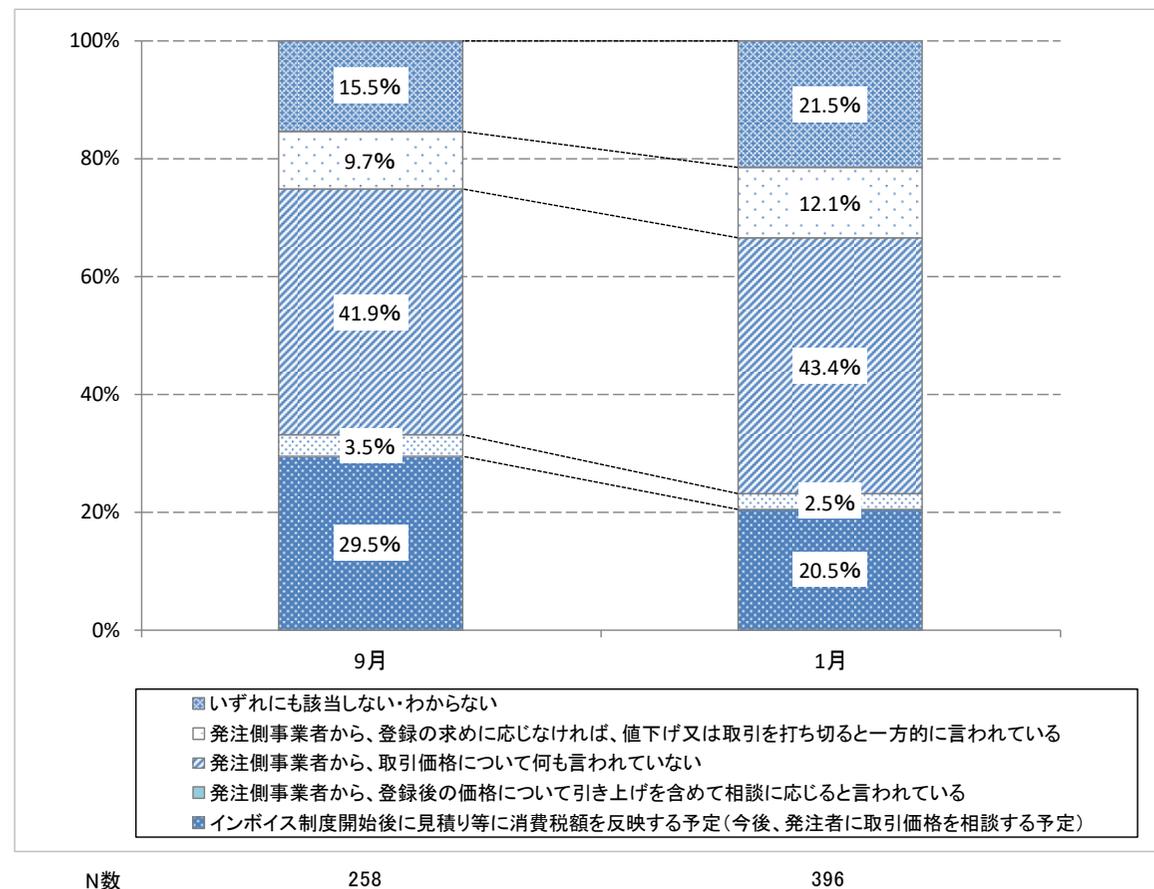


## 1. 各設問(全体)の時系列推移：発注側事業者との取引価格

9月調査に比べ、1月調査は「インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）」と回答した企業が9.0ポイントも減少した。一方「いずれにも該当しない・わからない」は6.0ポイント増加しており、判断に迷う企業がやや増加している傾向が見られた。

問 4. 問 3 で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きます。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】

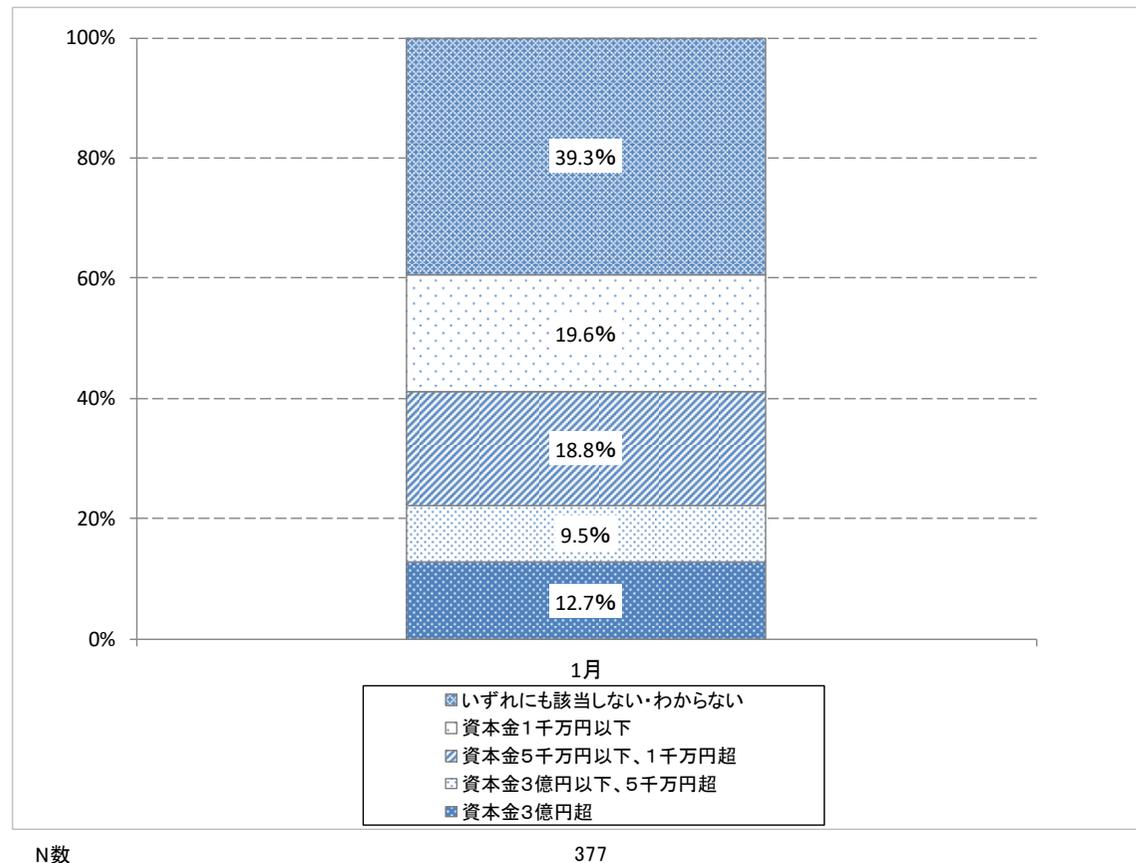


## 1. 各設問(全体)の時系列推移：最も取引額の大きい発注側事業者の資本金規模(1月調査のみ)

1月調査のみ設けた本設問では、「資本金1千万円以下」が約2割、「資本金5千万円以下、1千万円超」が2割弱、「資本金3億円以下、5千万円超」が1割弱、「資本金3億円超」が1割強とばらつきが見られた。

問 5. 問 3 で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きます。

貴社において最も取引額の大きい発注側事業者の資本金規模について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】



## 2. 各設問（業種 7 分類別）の時系列推移

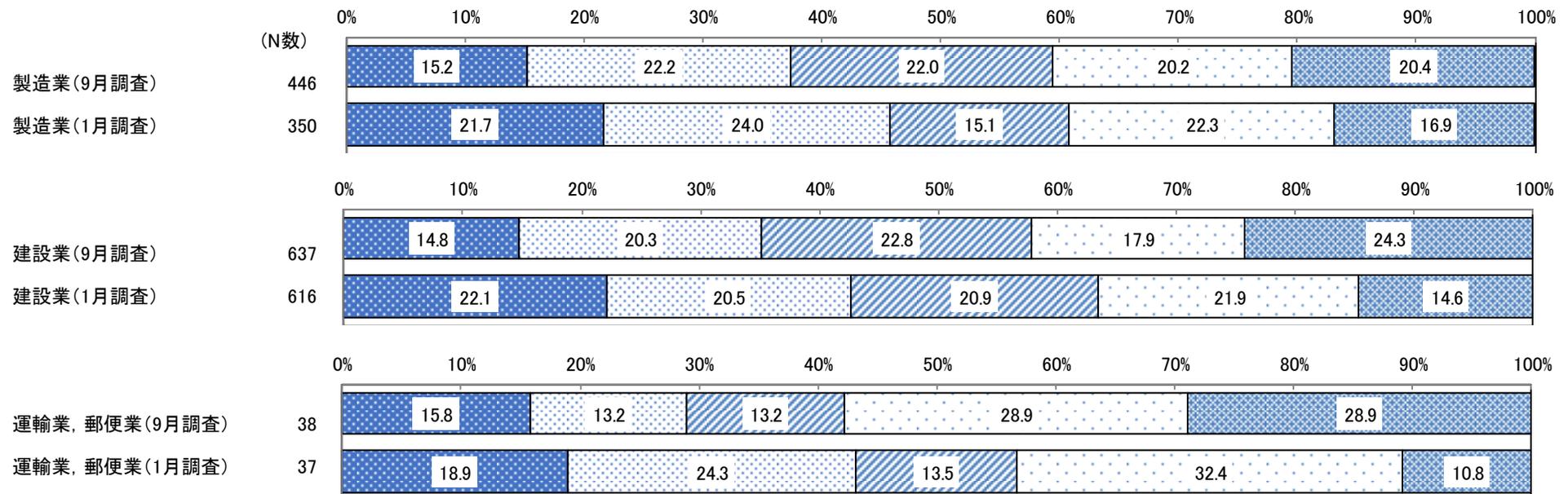
## 2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：インボイス発行事業者(課税事業者)としての登録予定

9月調査に比べ、1月調査で「インボイス発行事業者となると決めている(既に登録した)」が3ポイント以上増加した業種は、「建設業(+7.3ポイント)」、「製造業(+6.5ポイント)」、「その他(+3.2ポイント)」、「運輸業, 郵便業(+3.1ポイント)」の4業種となっている。

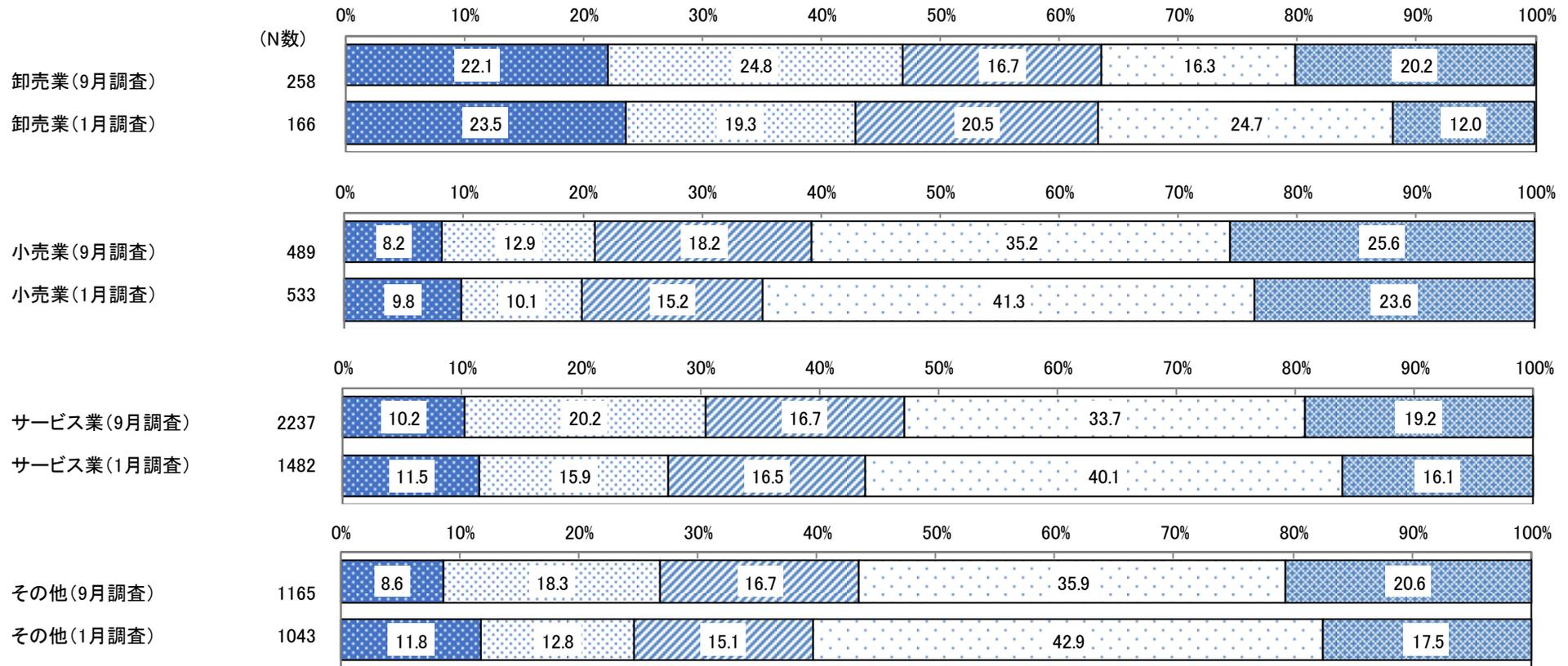
問2. 問1で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者(課税事業者)として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

- インボイス発行事業者となると決めている(既に登録した)
- 登録する方向で検討している
- 同業者や取引先など周りの状況をみつつ判断する
- 登録する予定はない
- 今はまだ検討していない・わからない



- インボイス発行事業者となると決めている(既に登録した)
- 登録する方向で検討している
- ▨ 同業者や取引先など周りの状況をもつつ判断する
- 登録する予定はない
- 今はまだ検討していない・わからない

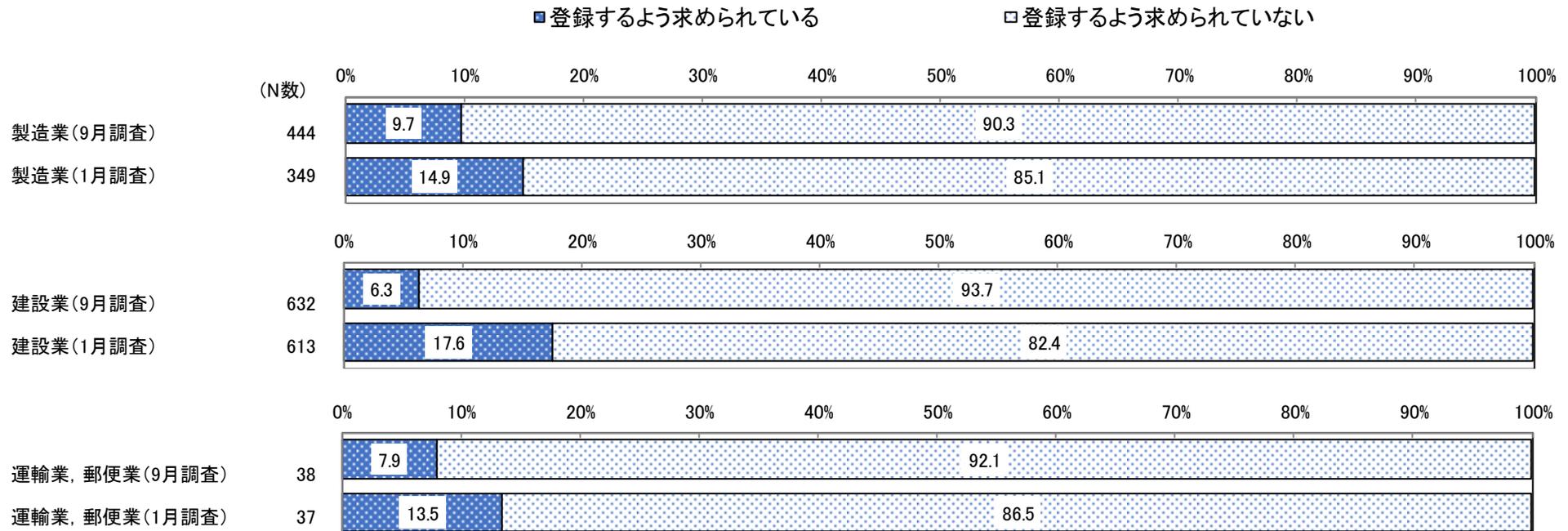


## 2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められているか

9月調査に比べ、1月調査で「登録するよう求められている」が5ポイント以上増加した業種は、「建設業（+11.3ポイント）」、「卸売業（10.1ポイント）」、「運輸業，郵便業（+5.6ポイント）」、「製造業（+5.2ポイント）」の4業種となっている。

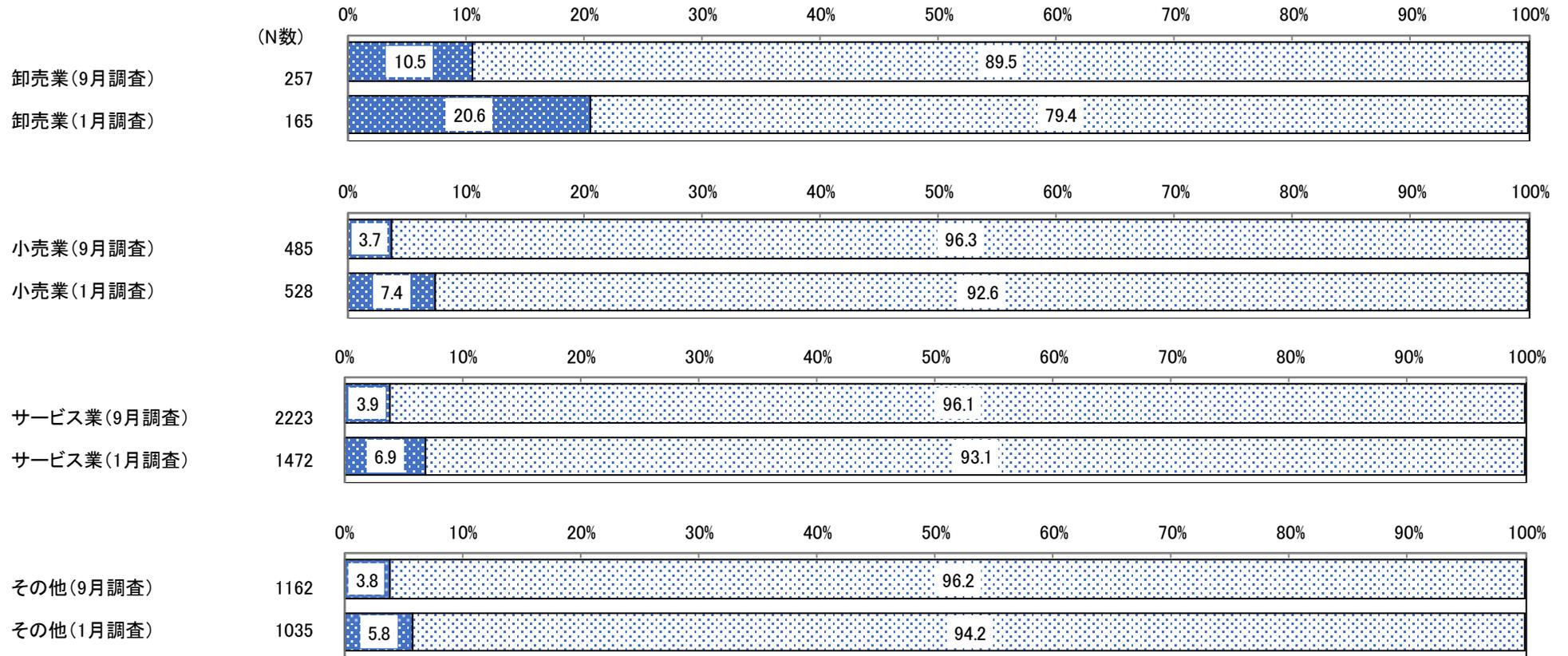
問3. 問1で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】



■ 登録するよう求められている

□ 登録するよう求められていない



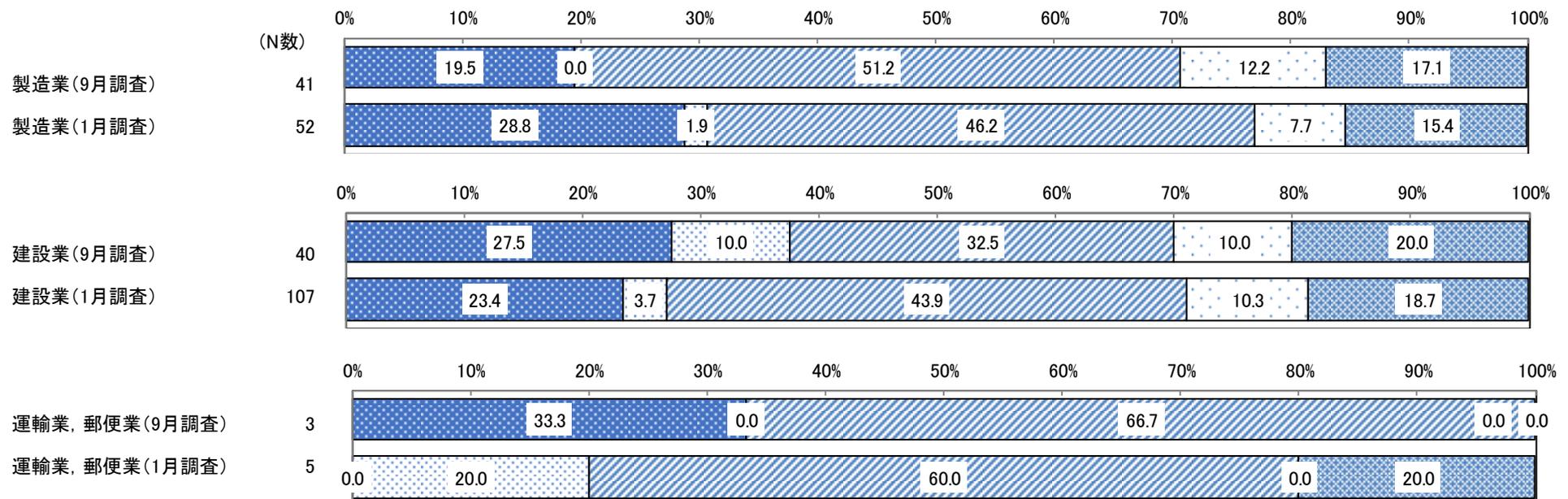
## 2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：発注側事業者との取引価格

9月調査に比べ、1月調査で「インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）」で増加した業種は、「製造業（+9.3ポイント）」のみとなった。一方、9月調査・1月調査ともに10社以上回答が得られた業種で、同項目が10ポイント以上減少した企業は、「小売業（△19.5ポイント）」、「サービス業（△15.2ポイント）」、「その他（△18.9ポイント）」の3業種となっている。

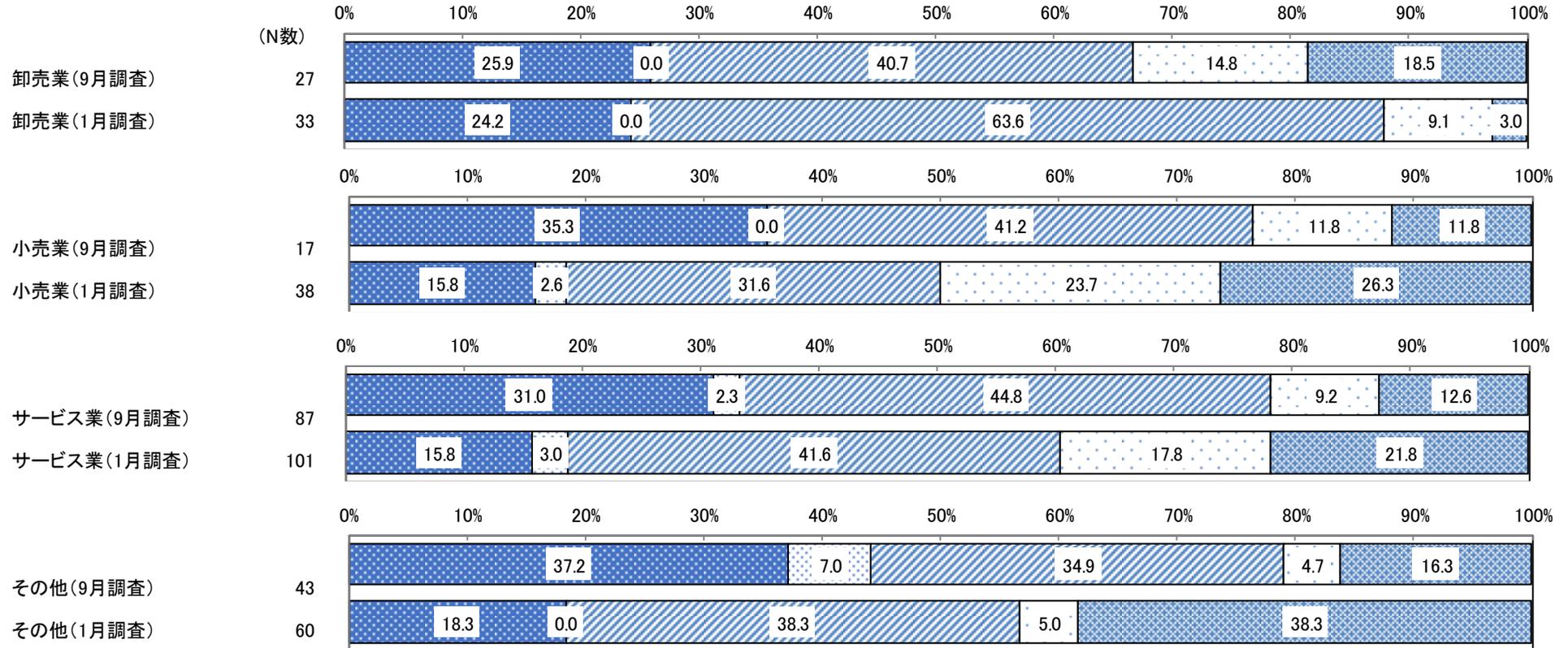
問 4. 問 3 で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】

- インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）
- 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じると言われている
- 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
- 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
- いずれにも該当しない・わからない



- インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定(今後、発注者に取引価格を相談する予定)
- 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じて言われている
- ▨ 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
- 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
- いずれにも該当しない・わからない



### 3. 参考資料

### 3. 参考資料

## 調査票（9月調査） 1 / 2

令和4年9月  
経済産業省 中小企業庁

### 令和4年度「インボイス制度導入に係る取引実態調査」 ～ご協力をお願いします～

#### 詳答

時下ますますご清業のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行者」に限られ、この「適格請求書発行者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（インボイス制度の詳細については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）。

また、免税事業者等の小規模事業者は、発注元の事業者との間で、以下のような場合も想定されるため、関係省庁から「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が公表されています。

#### ■例

- ① 発注者からの要請に応じて、受注者が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定められる（買いたたき）。
- ② 発注者が、発注先である免税事業者に対して、課税事業者になるよう求めたが、その際に、課税事業者にならないければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切るとするなど一方的に通告される。また、免税事業者が、当該求めに応じて課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置かれる（登録事業者となるような誘導等）。
- ③ インボイス制度導入後の取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、発注者との取引価格の再交渉において、再交渉が形式的なものに過ぎず、発注者の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定される（買いたたき）。
- ④ インボイス制度導入を契機として、発注者が、免税事業者である受注者に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与え、これに応じない受注者との取引を停止する（取引の停止）。

このため、経済産業省 中小企業庁では、免税事業者等の小規模事業者における、インボイス制度導入に係る取引実態を把握すべくアンケート調査を実施しております。

今回の調査では、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁などの官公庁のみで、適切に利用させていただきます。また、回答結果については、取扱いに注意させていただくとともに、全て統計的に処理し、集計結果として取り扱い、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 【記入上のお願ひ】

1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和4年9月30日（金）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い致します。
3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

#### <本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「インボイス制度導入に係る取引実態調査」調査事務局  
担当：小川慎平、小田宮

所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
電話：03-6910-3170 FAX：03-5221-0710  
メール：invoice@ter-net.co.jp  
受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

問1. あなたは免税事業者\*ですか。【〇は1つ】

1. はい → 問2へ
2. いいえ → アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。

～以降の設問は、問1で「1. はい」と回答した方にお聞きします。～

問2. インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行者（課税事業者）として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

1. インボイス発行者となると決めている（既に登録した）
2. 登録する方向で検討している
3. 同業者や取引先など周りの状況をもみつつ判断する
4. 登録する予定はない
5. 今はまだ検討していない・わからない

問3. 現時点で発注側の事業者からインボイス発行者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】

1. 登録するよう求められている → 問4へ
2. 登録するよう求められていない → 問5へ

問4. 問3で「1. 登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。

【〇は1つ】

1. 来年のインボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）
2. 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じると言われている
3. 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
4. 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
5. 上記のいずれにも該当しない・わからない

### 3. 参考資料

## 調査票 (9月調査) 2 / 2

問5. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。  
【〇は1つ】

農業、林業	卸売業、小売業
1 農業	50 各種商品卸売業
2 林業	51 繊維・衣服等卸売業
3 漁業（水産養殖業を除く）	52 飲食料品卸売業
4 水産養殖業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
5 鉱業、採石業、砂利採取業	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
	62 金融業、保険業
建設業	63 銀行業
6 総合工事業	64 協同組織金融業
7 個別工事業（設備工事業を除く）	65 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
8 設備工事業	66 金融商品取引業、商品先物取引業
製造業	67 補助的金融業等
9 食品製造業	68 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
10 飲料・たばこ・飼料製造業	69 不動産業、物品賃貸業
11 繊維工業	70 不動産取引業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	71 不動産賃貸業・管理業
13 家具・装飾品製造業	72 物品賃貸業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	73 学術研究、専門・技術サービス業
15 印刷・関連連業	74 学術・開発研究機関
16 化学工業	75 専門サービス業（他に分類されないもの）
17 石油製品・石炭製品製造業	76 広告業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	77 技術サービス業（他に分類されないもの）
19 ゴム製品製造業	78 宿泊業、飲食サービス業
20 なめし革、同製品、毛皮製造業	79 宿泊業
21 窯業、土石製品製造業	80 飲食店
22 鉄鋼業	81 持ち帰り・配達飲食サービス業
23 非鉄金属製造業	82 生活関連サービス業、娯楽業
24 金属製品製造業	83 洗濯・理容・美容・浴場業
25 はん用機械器具製造業	84 その他の生活関連サービス業
26 生産用機械器具製造業	85 娯楽業
27 業務用機械器具製造業	86 教育、学習支援業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	87 学校教育
29 電気機械器具製造業	88 その他の教育、学習支援業
30 情報通信機械器具製造業	89 医療、福祉
31 輸送用機械器具製造業	90 医療業
32 その他の製造業	91 保健衛生
33 電気・ガス・熱供給・水道業	92 社会保険・社会福祉・介護事業
34 ガス業	93 複合サービス事業
35 熱供給業	94 郵便局
36 水道業	95 協同組合（他に分類されないもの）
情報通信業	96 サービス業（他に分類されないもの）
37 通信業	97 産業物販運業
38 放送業	98 自動車整備業
39 情報サービス業	99 機械等修理業（別掲を除く）
40 インターネット関連サービス業	100 職業紹介・労働者派遣業
41 映像・音声・文字情報制作業	101 その他の事業サービス業
42 運輸業、郵便業	102 政治・経済・文化団体
43 鉄道業	103 宗教
44 道路旅客運送業	104 その他のサービス業
45 道路貨物運送業	105 外貨公務
46 水運業	106 公務（他に分類されるものを除く）
47 航空運送業	107 国家公務
48 郵便業（信書便事業を含む）	108 地方公務
	109 分類不能の産業
	110 分類不能の産業

3

インボイス制度導入を控え、免税事業者等の小規模事業者における取引実態を把握するため、中小企業庁の下請Gメンが、ご回答の内容について後日詳細を伺わせていただく場合がございます。下請Gメンからご連絡して差し支えなければ、下記回答欄に回答者様の所属・お名前・ご連絡先をご記載ください。（該当しない項目は記入していただく必要はありません）

貴社名		部署名	
役職名		氏名	
電話		e-mail	

～以上で質問は終わりです。ご協力いただきありがとうございます。～

インボイス制度について、ご不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイト及びQ&Aをご覧ください。

<参考：インボイス制度について（国税庁HP「インボイス制度特設サイト」>



<参考：免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>



【ご記入いただきました情報の取扱について】

貴様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

4

### 3. 参考資料

## 調査票（1月調査） 1 / 2

令和5年1月  
経済産業省 中小企業庁

### 令和4年度「インボイス制度導入に係る取引実態調査」 ～ご協力のお願～

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（インボイス制度の詳細については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）。

また、免税事業者等の小規模事業者は、発注元の事業者との間で、以下のような場合も想定されるため、関係省庁から「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が公表されています。

■例

- ① 発注者からの要請に応じて、受注者が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い請求代金の額を不当に定められる（買いたたき）。
- ② 発注者が、発注先である免税事業者に対して、課税事業者になるよう求めたが、その際に、課税事業者にならないければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告される。また、免税事業者が、当該求めに応じて課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置かれる（登録事業者となるような誘導等）。
- ③ インボイス制度導入後の取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、発注者との取引価格の再交渉において、再交渉が形式的なものに過ぎず、発注者の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定される（買いたたき）。
- ④ インボイス制度導入を契機として、発注者が、免税事業者である受注者に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与え、これに応じない受注者との取引を停止する（取引の停止）。

このため、経済産業省 中小企業庁では、免税事業者等の小規模事業者における、インボイス制度導入に係る取引実態を把握すべくアンケート調査を実施しております。

今回の調査では、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁などの官公庁のみで、適切に利用させていただきます。また、回答結果については、取扱いに注意させていただくとともに、全て統計的に処理し、集計結果として取り扱います。回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【記入上のお願】

1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和5年1月31日（火）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い致します。
3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

<本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「インボイス制度導入に係る取引実態調査」調査事務局  
担当：小川慎平、小田宮

所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
電話：03-6910-3170 FAX：03-5221-0710  
メール：invoice@tsr-net.co.jp

受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

問1. あなたは免税事業者<sup>※</sup>ですか。【〇は1つ】

1. はい → 問2へ
2. いいえ → アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。

～以降の設問は、問1で「1. はい」と回答した方にお聞きします。～

問2. インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

1. インボイス発行事業者となると決めている（既に登録した）
2. 登録する方向で検討している
3. 同業者や取引先など周りの状況をもつつ判断する
4. 登録する予定はない
5. 今はまだ検討していない・わからない

問3. 現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】

1. 登録するよう求められている → 問4、問5へ
2. 登録するよう求められていない → 問6へ

問4. 問3で「1. 登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。

【〇は1つ】

1. 来年のインボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）
2. 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じてと言われる
3. 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
4. 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
5. 上記のいずれにも該当しない・わからない

問5. 問3で「1. 登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

貴社において最も取引額の大きい発注側事業者の資本金規模について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】

1. 資本金3億円超
2. 資本金3億円以下、5千万円超
3. 資本金5千万円以下、1千万円超
4. 資本金1千万円以下
5. 上記のいずれにも該当しない・わからない

### 3. 参考資料

## 調査票（1月調査） 2 / 2

問6. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。

【0は1つ】

1 農業、林業	50 各種商品小売業
2 採鉱業	51 繊維・衣服等小売業
3 漁業（水産養殖業を除く）	52 飲食料品小売業
4 水産養殖業	53 建築材料、鉱物・金属材料等小売業
5 鉱業、採石業、砂利採取業	54 機械器具小売業
	55 その他の小売業
	56 各種商品小売業
	57 織物、衣服、身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業、管理業
	70 物産賃貸業
	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	78 洗濯、理容、美容、浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
	81 学校教育
	82 その他の教育、学習支援業
	83 医療業
	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	86 貸金サービス業
	87 協同組合（他に分類されないもの）
	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治、経済、文化団体
	94 乗車
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
	97 国家公務
	98 地方公務
	99 分類不能の産業

インボイス制度導入を控え、免税事業者等の小規模事業者における取引実態を把握するため、中小企業庁の下請Gメンが、ご回答の内容について後日詳細を伺わせていただく場合がございます。下請Gメンからご連絡して差し支えなければ、下記回答欄に回答者様の所属・お名前・ご連絡先をご記載ください。（該当しない項目は記入していただく必要はありません）

貴社名		部署名	
役職名		氏名	
電話		e-mail	

～以上で質問は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。～

インボイス制度について、ご不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイト及びQ&Aをご覧ください。

<参考：インボイス制度について（国税庁HP「インボイス制度特設サイト」）>



<参考：免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>



【ご記入いただきました情報の取扱について】

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

### 3. 参考資料

## 業種分類の対応関係

業種7分類	業種21分類	業種99分類		
1 製造業	5 製造業	9 食品製造業		
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		
		11 繊維工業		
				12 木材・木製品製造業(家具を除く)
				13 家具・装備品製造業
				14 パルプ・紙・紙加工品製造業
				15 印刷・同関連業
				16 化学工業
				17 石油製品・石炭製品製造業
				18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
				19 ゴム製品製造業
				20 なめし革・同製品・毛皮製造業
				21 窯業・土石製品製造業
				22 鉄鋼業
				23 非鉄金属製造業
				24 金属製品製造業
				25 はん用機械器具製造業
				26 生産用機械器具製造業
				27 業務用機械器具製造業
				28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
				29 電気機械器具製造業
				30 情報通信機械器具製造業
				31 輸送用機械器具製造業
				32 その他の製造業
		2 建設業	4 建設業	6 総合工事業
				7 職別工事業(設備工事業を除く)
				8 設備工事業
		3 運輸業、郵便業	8 運輸業、郵便業	42 鉄道業
				43 道路旅客運送業
				44 道路貨物運送業
				45 水運業
				46 航空運輸業
47 倉庫業				
48 運輸に附帯するサービス業				
49 郵便業(信書便事業を含む)				
4 卸売業	9 卸売業			50 各種商品卸売業
				51 繊維・衣服等卸売業
		52 飲食料品卸売業		
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
		54 機械器具卸売業		
		55 その他の卸売業		
		56 各種商品小売業		
5 小売業	10 小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業		
		58 飲食料品小売業		
		59 機械器具小売業		
		60 その他の小売業		
		61 無店舗小売業		

業種7分類	業種21分類	業種99分類
6 サービス業	7 情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
	13 学術研究、専門・技術サービス業	40 インターネット附随サービス業
		41 映像・音声・文字情報制作業
		71 学術・開発研究機関
		72 専門サービス業(他に分類されないもの)
		73 広告業
		74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	14 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業
		76 飲食店
	15 生活関連サービス業、娯楽業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
		78 洗濯・理容・美容・浴場業
	16 教育、学習支援業	79 その他の生活関連サービス業
		80 娯楽業
	17 医療、福祉	81 学校教育
		82 その他の教育、学習支援業
	18 複合サービス事業	83 医療業
		84 保健衛生
19 サービス業(他に分類されないもの)	85 社会保険・社会福祉・介護事業	
	86 郵便局	
	87 協同組合(他に分類されないもの)	
	88 廃棄物処理業	
	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業(別掲を除く)	
	91 職業紹介・労働者派遣業	
	92 その他の事業サービス業	
	93 政治・経済・文化団体	
	94 宗教	
95 その他のサービス業		
96 外国公務		
7 その他	1 農業、林業	1 農業
		2 林業
	2 漁業	3 漁業(水産養殖業を除く)
		4 水産養殖業
	3 鉱業、採石業、砂利採取業	5 鉱業、採石業、砂利採取業
		33 電気業
	6 電気・ガス・熱供給・水道業	34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
		62 銀行業
	11 金融業、保険業	63 協同組織金融業
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
65 金融商品取引業、商品先物取引業		
66 補助的金融業等		
67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)		
68 不動産取引業		
12 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業	
	70 物品賃貸業	
20 公務 (他に分類されるものを除く)	97 国家公務	
	98 地方公務	
	99 分類不能の産業	
21 分類不能の産業		